

東北大学工明会会則

昭和60年6月25日 制定
平成27年5月13日 最新改正

(名 称)

第1条 本会は、東北大学工明会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦及び学園生活の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、青葉工業会からの交付金を得て、次の事業を行うものとする。

- (1) 新入生歓迎会の開催
- (2) 運動会及び体育大会の開催
- (3) その他本会の目的を達成するための事業

(会 員)

第4条 本会は、次の表に掲げる会員をもって組織する。

種別	該 当 者
学生会員	(1) 工学部学生 (2) 大学院工学研究科学生 (3) 大学院情報科学研究科学生 (4) 大学院環境科学研究科学生 (5) 大学院医工学研究科学生 (6) 工学部、大学院工学研究科、大学院情報科学研究科、大学院環境科学研究科及び大学院医工学研究科に在籍する研究生及び科目等履修生
教員会員	(1) 大学院工学研究科の専任の教員 (2) 大学院情報科学研究科の専任の教員 (3) 大学院環境科学研究科の専任の教員 (4) 大学院医工学研究科の専任の教員 (5) 大学院工学研究科、大学院情報科学研究科、大学院環境科学研究科及び大学院医工学研究科を組織する研究所等の部門等に所属する専任の教員
賛助会員	(1) 工学部等（附属図書館工学分館を含む。）所属の職員（教員を除く。） (2) 本会の趣旨に賛同し、入会を希望し、入会を認められた者

(役 員)

第5条 本会に、次の表に掲げる役員を置く。

種 別	員 数	所掌事項	選 出 等 の 方 法
会 長	1 人	本会を代表し、本会の会務を総理する。	工学研究科長（工学部長）をもってあてる。
副会長	6 人	会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。	教員会員のうちから、会長が委嘱する。
顧 問	若干人	本会の運営に関し、会長の諮問に応ずるとともに事業の実施に関し、助言等を行う。	教員会員のうちから、会長が委嘱する。

理事	若干人	本会の運営に参画する。	別記1の専攻等から推薦された教員会員及び工学部・工学研究科事務部長をもってあて、会長が委嘱する。
参与	若干人	本会の事業の実施その他運営に関し、援助、協力等を行う。	工学部・工学研究科事務部所属の係長（附属図書館工学分館の係長を含む。）以上の事務職員（工学部・工学研究科事務部長を除く。）及び青葉工業会の職員をもってあて、分担を定めて、会長が委嘱する。

2 役員（役職指定によりあてられる役員を除く。以下同じ。）の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の役員は、再任されることができる。

（理事会）

第6条 本会に、本会の議決機関として、理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長、顧問及び理事（以下「構成員」という。）をもって構成する。

3 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画
- (2) 会則の改正
- (3) その他本会の運営に関する重要事項

4 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会則の改正は、出席した構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（顧問・部長会）

第7条 本会に、次の各号に掲げる事項を検討するため、顧問・部長会を置く。

- (1) 理事会に附議する事業計画等の立案
- (2) 事業実施にかかる重要事項
- (3) その他会長から諮問された事項

2 顧問・部長会は、顧問及び会長の指定した役員並びに第8条第2項に定める各部の部長及び副部長をもって構成する。

3 顧問・部長会は、会長があらかじめ指定した総務部顧問が招集し、議長となる。

（各部）

第8条 本会の事業を実施する機関として、本会に、次の表に掲げる部（以下「各部」という。）を置く。

種別	所掌事業・事項
総務部	本会の事業実施にかかる総括的企画、連絡、調整等に関する事項。新入生歓迎会の開催、その他運動部の所掌に属しない事項
運動部	運動会及び体育大会の開催

2 各部に、次の表に掲げるとおり、部長、副部長及び学部学生部員並びに大学院学生部員（以下「部長等」という。）を置き、学生会員をもってあてる。

種 別	員 数	任 務	選 出 方 法
部 長	1 人	当該部を代表し、当該部の所掌事業・事項を掌理する。	当該部に属する工学部4年生の部員の互選によって選出する。
副部長	1 人	当該部の部長を補佐し、部長に事故があるときは、部長の任務を代行する。	当該部に属する工学部3年生の部員の互選によって選出する。
部 員	若干人	当該部の所掌事業・事項を処理する。	別記2に定めるところにより選出する。

3 部長、副部長及び学部学生部員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとし再任を、妨げないものとする。ただし、補欠の部長、副部長及び部員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 大学院学生部員の任期は、4月1日から当該年度の運動会終了までの期間とする。

(部長会等、実行委員会)

第9条 各部の所掌事業・事項を円滑に実施するための協議機関として、次の表に掲げるとおり、部長会、全部員及び各部部員会（以下「部長会等」という。）を置く。

種 別	構 成	運 営 方 法
部 長 会	各部の部長及び副部長	総務部長が必要に応じ招集し、総務部長が議長となる。
全部員会	各部の部長、副部長及び部員	総務部長が必要に応じ招集し、総務部長が議長となる。
各部部員会	当該部の部長、副部長及び部員	当該部の部長が必要に応じ招集し、当該部の部長が議長となる。

2 部長会等の運営に関する細目は、部長会が定める。

3 当該部のみで所掌事業・事項の実施が困難な場合には、実行委員会を結成して実施することができる。

4 実行委員会の設置、組織及び運営方法については、部長会の協議により決定する。

5 部長会等及び実行委員会には、顧問、参与その他の役員が出席し、助言等を行うことができる。

(雑 則)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この会則は、昭和60年7月1日から施行する。

2 東北大学工明会会則（大正8年9月27日制定）は、廃止する。

3 この会則施行の際、現に、廃止前の東北大学工明会会則（大正8年9月27日制定）に基づく会員及び役員に関する経過措置は、会長が別に定める。

附 則（平成9年6月4日改正）

この会則は、平成9年6月4日から施行し、改正後の第4条、第5条（別記1大学院情報科学研究科の項を除く。）及び第8条の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年5月6日改正）

この会則は、平成10年5月6日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

附 則（平成15年5月7日改正）

この会則は、平成15年5月7日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年5月6日改正）

1 この会則は、平成16年5月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 別記2の改正は、平成16年度入学者から適用する。

- 附 則 (平成 17 年 5 月 11 日改正)
この会則は、平成 17 年 5 月 11 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則 (平成 20 年 2 月 25 日改正)
この会則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 (平成 21 年 5 月 13 日改正)
この会則は、平成 21 年 5 月 13 日から施行する。
- 附 則 (平成 24 年 5 月 9 日改正)
この会則は、平成 24 年 5 月 9 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則 (平成 25 年 5 月 8 日改正)
この会則は、平成 25 年 5 月 8 日から施行する。
- 附 則 (平成 27 年 5 月 13 日改正)
この会則は、平成 27 年 5 月 13 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

別記 1 理事選出の専攻等

専 攻 名 等	
大学院工学研究科	機械システムデザイン工学専攻 ナノメカニクス専攻 航空宇宙工学専攻 量子エネルギー工学専攻 電気エネルギーシステム専攻 通信工学専攻 電子工学専攻 応用物理学専攻 応用化学専攻 化学工学専攻 バイオ工学専攻 金属フロンティア工学専攻 知能デバイス材料学専攻 材料システム工学専攻 土木工学専攻 都市・建築学専攻 技術社会システム専攻 バイオロボティクス専攻
大学院情報科学研究科	情報基礎科学専攻 システム情報科学専攻 人間社会情報科学専攻 応用情報科学専攻
大学院環境科学研究科	先進社会環境学専攻 先端環境創成学専攻 地球環境学コース 先端環境創成学専攻 応用環境学コース 先端環境創成学専攻 文化環境学コース
大学院医工学研究科	医工学専攻
金属材料研究所の工学研究科を組織する部門等	
流体科学研究所	
電気通信研究所	
多元物質科学研究所の工学研究科を組織する部門等	

別記2

(1) 学部学生部員の学科等・学年別員数

学 科 名 等	4年生	3年生	2年生
機械知能・航空工学科	2人	2人	2人
情報知能システム総合学科	2人	2人	2人
化学・バイオ工学科	1人	1人	1人
材料科学総合学科	1人	1人	1人
建築・社会環境工学科	1人	1人	1人

(2) 大学院学生部員選出の専攻及び運動部への分属

専 攻 等 名		摘 要
大学院工学 研究科	機械システムデザイン工学専攻 ナノメカニクス工学専攻 航空宇宙工学専攻 量子エネルギー工学専攻 電気エネルギーシステム専攻 通信工学専攻 電子工学専攻 応用物理学専攻 応用化学専攻 化学工学専攻 バイオ工学専攻 金属フロンティア工学専攻 知能デバイス材料学専攻 材料システム工学専攻 土木工学専攻 都市・建築学専攻 技術社会システム専攻 バイオリボティクス専攻	左記の各専攻から 部員各1人を選出し、各チーム の世話人の役を担うものとする。
大学院情報 科学研究科	情報基礎科学専攻 システム情報科学専攻 人間社会情報科学専攻 応用情報科学専攻	左記の各専攻から 部員各1人を選出し、各チーム の世話人の役を担うものとする。
大学院環境 科学研究科	先進社会環境学専攻 先端環境創成学専攻 地球環境学コース 先端環境創成学専攻 応用環境学コース 先端環境創成学専攻 文化環境学コース	先進社会環境学専攻、先端環境 創成学専攻各コースから 部員各1人を選出し、各チーム の世話人の役を担うものとする。
大学院医工 学研究科	医工学専攻	左記の専攻から 部員1人を選出し、各チームの 世話人の役を担うものとする。